に住所がある方の平成24年中の 平成25年1月1日現在、当町

が必要となります。 ○平成24年中の給与の収入金額)給与を1か所から受け、 額から必要経費を控除した後 が2千万円を超える方 の金額)の合計額が20万円を 所得以外の所得金額(収入金 次に該当する方は所得の申告

)給与を2か所以上から受けて いる方 超える方

○給与所得や退職所得のある方

所

得税の還付申告が

できる場合

)事業所得や不動産所得などが 所得の合計額が所得控除の合 ある方で、平成24年中の各種

町県民税の申告 計額を超える方

所得税の申告

所得税・町県民税の 告受付が始まり ます

申告は正しくお早めに! 受付期間は2月18日(月)から 3月15日(金)までです

要はありません。

となります。なお、

次のいずれ 申告の必

諸控除を受ける方も申告が必要 扶養控除、生命保険料控除等の す。所得がない方、雑損控除、

受付時間

かに該当する場合は、

所得について申告をいただきま

※申告義務者が申告をせず、後 ○年末調整または確定申告で税 ○確定申告書を提出した方 ○平成24年中の所得が給与また た方 法上の扶養控除の対象とされ は公的年金のみである方

注意ください。 かかることがありますのでご のぼって課税され、 に所得等が判明すると、さか 加算税が

農業所得のある方を対象に 2月2日土に開催します。 事前相談会を1月31日木~

退職

平成24年分の申告受付日程表

会場:役場 第2会議室(2階)

元栗橋

Ш

妻

受付対象行 政区 受付対象行 政区 曜日 受付時間 曜日 月日 月日 2/18 元栗橋 月 3/4 月 2/19 火 Ш 妻 3/5 火

町民税務課 古河税務署 (32) 4 1 6 1 84) 1 9 6 6 税務G 代 (直通

○年の途中で退職したこと等に

より、

年末調整を受けなかっ

きる方

別控除などを受けることがで

寄付金控除、 で、雑損控除、

住宅借入金等特

○お問い合わせ

医療費控除、

作成コーナー」をご利用ください。 申告書の作成は便利な国税庁ホー ムページの

「確定申告書等

算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成 告)」を利用して提出できます。 できます。また、作成したデータは、 (http://www.nta.go.jp) をご覧ください。 画面の案内に従って金額等を入力すれば、 詳しくはホームペー 「e‐Tax(電子申 税額などが自動計

	2/20	水	小手指			3/6	水	小手指	
所	2/21	木	堀之内 新幸谷	午前の部 9時~正午	町	3/7	木	堀之内 新幸谷	午前の部 9時~正午
所得税の申告	2/22	金 (税理士)	小福田山王山	午後の部 1時〜4時	町県民税の	3/8	金(税理士)	小福田 山王山	午後の部 1時~4時
告	2/25	月	大福田山 王	※正午から午後1時ま	申告	3/11	月	大福田山 王	※正午から 午後1時ま
	2/26	火	江 川幸 主	での時間は受付をご遠慮ください		3/12	火	江 川幸 主	での時間は 受付をご遠 慮ください
	2/27	水	冬 木 両新田	//EX 1/2CV		3/13	水	冬 木 両新田	
	2/28	木	土与部 原宿台			3/14	木	土与部 原宿台	
	3/1	金(税理士)	指定日にできな かった人			3/15	金	指定日にでき なかった人	

- ◆指定日に申告できなかった方は、必ず期限内に申告を済ませてください。
- ◆税務署から、申告日時の指定を受けている方は、役場では受付ができません。 (特に譲渡所得のある方はご注意ください。)
- ◆上記日程表の曜日欄に(税理士)とある日は、税理士1名が来庁し、申告受付を行う 予定です。